

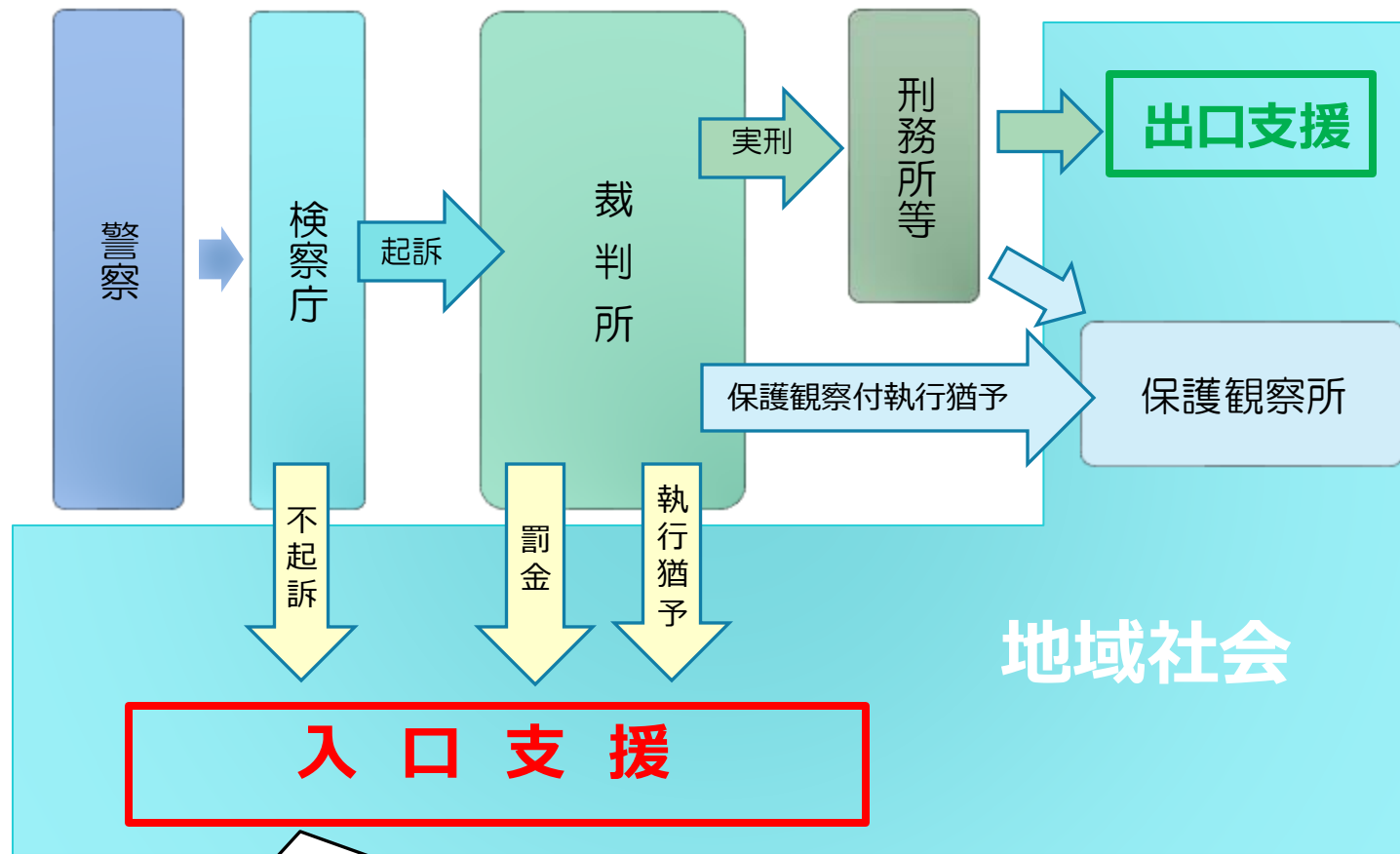
入口支援の概要について



令和7年度 地方公共団体による再犯防止の取組を促進
するための協議会（ブロック協議会）

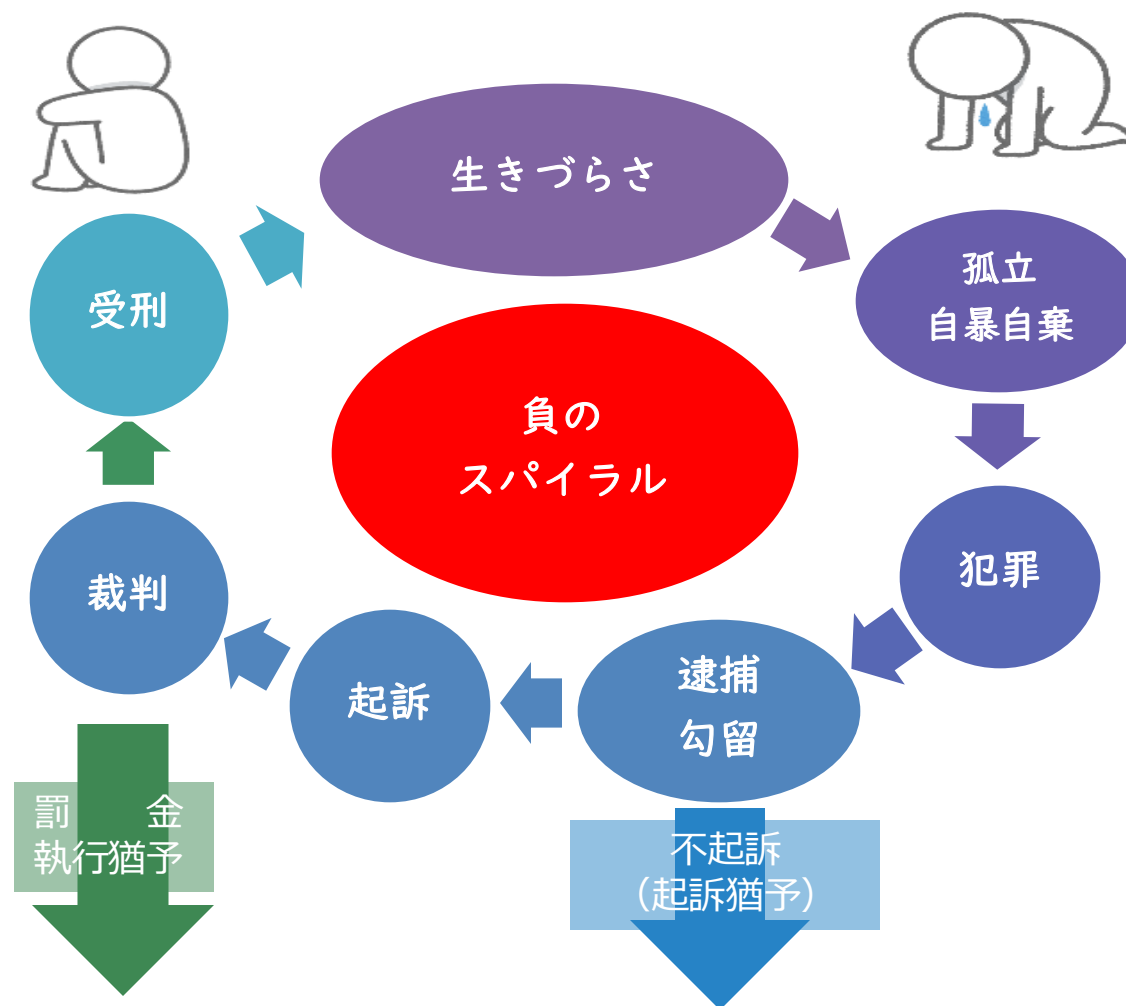
最高検察庁刑事政策推進室

入口支援とは？



刑事司法の入口段階、すなわち起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入ることなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁が、関係機関等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等につなぐ取組

入口支援の必要性



犯罪を犯した人の中には、刑務所等に入らずに社会に戻る人も多くいます
その人たちも様々な要因による「生きづらさ」ゆえの再犯リスクを抱えています

入口支援の流れ（検察庁）

逮捕



勾留



釈放

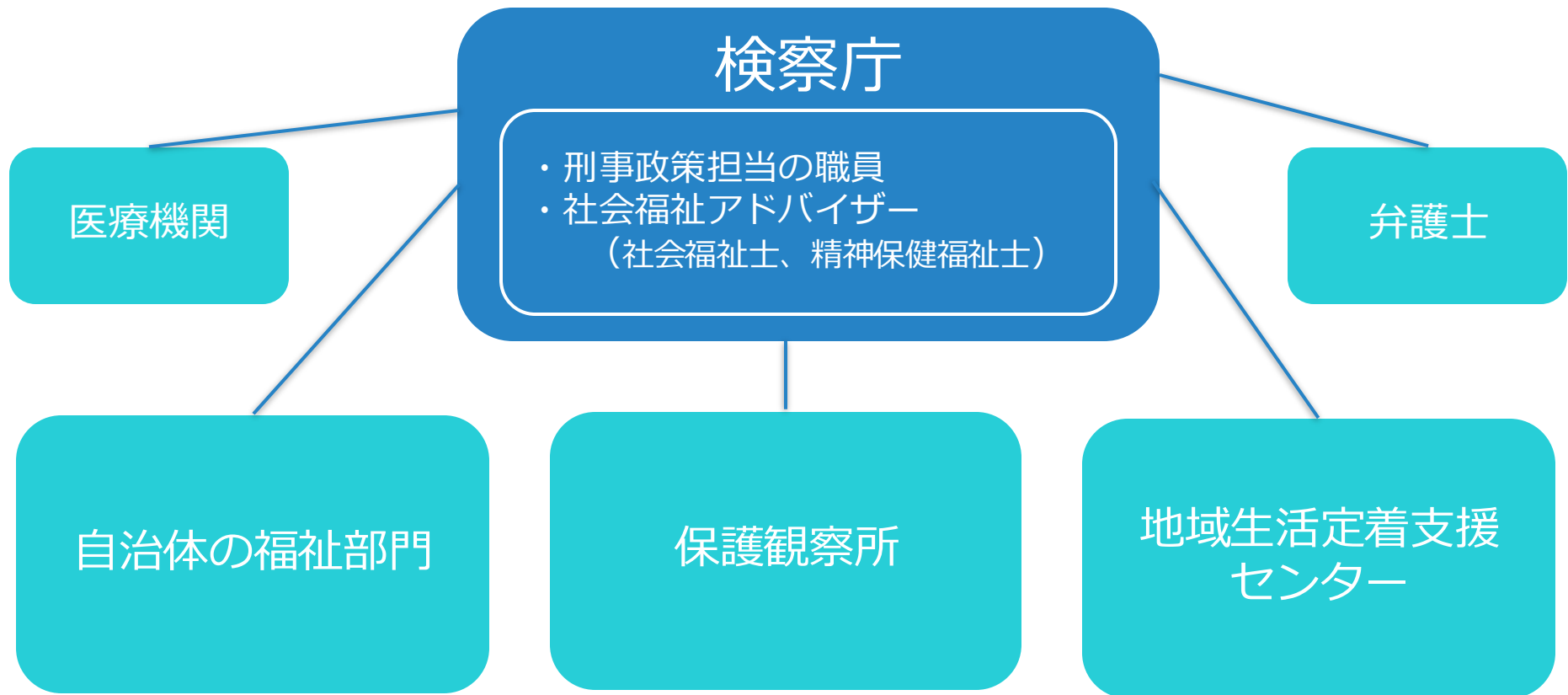
- 担当検察官：事件の記録、本人の状況等から支援の要否を判断
- 担当検察官から刑事政策担当職員、社会福祉アドバイザーに相談

本人、家族等と面談したり、生活保護受給歴、障害・介護認定の有無、入通院歴等を含めた調査を実施。
関係機関と情報共有し、連絡を取り合いながら支援策を検討。

- 関係機関に必要な支援を依頼
- 関係機関による支援の実施（生活保護受給、施設入所等）

検察庁職員が関係機関に同行、各種手続のサポート、情報共有等

入口支援における多機関連携



入口支援には多機関連携が不可欠

犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～